

令和元年度（2019年度）

行政監査結果報告書

監査テーマ

「自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等について」

令和2年（2020年）8月

北海道監査委員

目 次

第 1	監査結果報告	1
第 2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の対象年度	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の方法	1
第 3	AEDの設置管理等	2
1	AEDの概要	2
	(1) 機器の概要	2
	(2) 医療従事者によるAEDの使用	2
	(3) 非医療従事者によるAEDの使用	2
2	AEDに関する厚生労働省通知等	2
3	監査の対象としたAED	2
第 4	監査結果等	3
1	AEDの設置状況	3
	(1) 部局別設置台数	3
	(2) 施設区分別設置台数	3
2	AEDの調達方法	4
3	厚生労働省通知の周知状況	4
4	監査結果	5
	(1) AEDの設置は適切に行われているか	5
	ア 施設内におけるAEDの配置について	5
	イ AEDの設置情報の公表について	11
	(2) AEDの管理は適切に行われているか	12
	ア 耐用期間を超過したAEDを設置しているもの	12
	イ 消耗品の管理について	15
	(ア) 使用期限が切れた消耗品を交換していないもの	17
	(イ) AED本体又は収納ケース等に消耗品の使用期限の表示ラベルを取り付けていないもの	18
	(ウ) 表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないもの	19
	(3) AEDの操作方法の習得は適切に行われているか	21
	ア AED操作方法に関する講習等の受講について	21
	イ AEDの使用実績について	22
第 5	所見	23
	参考とした資料	24

第1 監査結果報告

北海道監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等について

2 監査の目的及び着眼点

自動体外式除細動器（以下「AED*」という。）は、心停止者が発生した場合に使用されることで、その救命や社会復帰の点で優れた効果があるとされている医療機器であり、平成16年（2004年）に、非医療従事者（医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは救急救命士以外の者）による使用が認められたことから、医療機関内のみならず、公共施設等を中心に普及が進み、道の施設でも多数設置されている。

一方で、AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な設置、管理が行われなければ、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器であることから、これまで厚生労働省から各都道府県知事宛てに、適切な管理等の実施に関する通知がされている。

こうしたことから、道の施設において、AEDが使用される際に、管理不備等により重大な事象が生じることのないよう、その設置、管理等について、次の点に着眼して監査を実施した。

- (1) AEDの設置は適切に行われているか。
- (2) AEDの管理は適切に行われているか。
- (3) AEDの操作方法の習得は適切に行われているか。

3 監査の対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部（各部の出先機関等を含む。）、出納局、各総合振興局・振興局（各総合振興局・振興局の出先機関等を含む。）、企業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁（出先機関等を含む。）、警察本部（出先機関等を含む。）（414部局）

4 監査の対象年度

令和元年度（2019年度）（必要に応じて他の年度も対象とした。）

5 監査の実施期間

令和元年（2019年）9月から令和2年（2020年）7月まで

6 監査の方法

監査対象部局におけるAEDの設置、管理状況を把握するため、事前調査として各部局に対し調査票の提出を依頼し、これを踏まえ、定期監査と同時に実地又は書面により監査を実施した。

* AED : Automated External Defibrillator

第3 AEDの設置管理等

1 AEDの概要

(1) 機器の概要

AEDは、人が心室細動（不整脈）等により心停止に至った場合に、自動的に心電図の解析を行い、必要に応じて体外から心臓に電気ショックを与え、その不整脈を取り除く医療機器である。

(2) 医療従事者によるAEDの使用

我が国の救急医療対策において、救急医療施設等の整備推進とともに、平成3年（1991年）に救急救命士制度が発足し、病院前救護体制の充実も図られてきたところ、平成15年（2003年）4月からは、救急救命士が医師の包括的指示の下でAEDを使用することが認められた。

(3) 非医療従事者によるAEDの使用

平成15年（2003年）の国の構造改革特区提案において、非医療従事者によるAEDの使用を認めるべきとの提案がなされ、厚生労働省において検討した結果、平成16年（2004年）に、救急蘇生^{そせい}の観点からみたAEDの使用条件の在り方を示した上で、非医療従事者による使用の取扱いが示され、救命の現場に居合わせた市民による使用が認められた。

これを機に、医療機関を始め、学校や公共施設、商業施設等様々な施設に普及が進み、道の施設でも多くのAEDが設置されている。

2 AEDに関する厚生労働省通知等

AEDの設置及び管理については、厚生労働省のホームページやパンフレットを通じ、国民へ周知されているほか、厚生労働省から各都道府県知事宛てに、適切な管理等についての通知が発出されており、こうした通知については、道の各部局に周知されている。

3 監査の対象としたAED

前記のとおり、AEDは医療従事者のみが操作できる機器であったところ、平成16年（2004年）に非医療従事者による使用の取扱いが示されたものであり、今回の監査では、いざというときにAEDを使用できず、救急救命活動を行えないなどといったことがないよう、道の施設に設置されているAEDを監査対象とした。

なお、道立病院等は、心停止者が生じた際に、医師等の医療従事者により直ちに心肺蘇生^{そせい}等の医療行為を行う機関であることから、監査対象から除いた。

第4 監査結果等

1 AEDの設置状況

監査を実施した結果、令和元年（2019年）8月31日現在のAEDの設置状況等は次のとおりであった。道の施設におけるAEDについて、道全体での設置基準や配備計画等は定められておらず、各施設における設置者の判断の下、AEDを設置していた。

また、教育庁においては、児童・生徒の安全を確保するため、道立学校に対し、学校事故等への適切な対応について通知を発出するとともに、道立学校へ計画的にAEDを設置していた。

(1) 部局別設置台数

(単位：部局、施設、台)

区 分	部 局 数	施 設 数 (a)	設置台数 (b)	施設当たり設置 台数 (b/a)
1 知事部局	49	95	122	1.3
総務部	4	7	9	1.3
環境生活部	3	9	18	2.0
保健福祉部	17	18	19	1.1
経済部	8	8	8	1.0
農政部	1	1	2	2.0
水産林務部	2	5	6	1.2
総合振興局・振興局	14	47	60	1.3
2 教育庁	260	285	419	1.5
3 警察本部	72	103	106	1.0
4 議会事務局	1	1	1	1.0
合 計	382	484	648	1.3

(2) 施設区別設置台数

(単位：施設、台)

区 分	施 設 数 (a)	設置台数 (b)	施設当たり設置 台数 (b/a)	備 考
1 庁 舎	154	160	1.0	
2 道 立 学 校	279	415	1.5	
3 空 港	2	3	1.5	
4 体 育 館	2	10	5.0	
5 博物館・美術館	11	11	1.0	
6 公 園	11	15	1.4	
7 図 書 館	1	1	1.0	
8 運転免許試験場	6	6	1.0	
9 船 舶	6	6	1.0	※1
10 そ の 他	12	21	1.8	※2
計	484	648	1.3	

※1 漁業取締船（水産林務部）、実習船（教育庁）

※2 道民活動センター（総務部）、北方四島交流センター（総務部）、市民活動促進センター（環境生活部）、北海道開拓の村（環境生活部）、自然ふれあい交流館（環境生活部）、道民の森（石狩振興局）、青少年体験活動支援施設（教育庁）

2 AEDの調達方法

AEDの調達方法については、次のとおりであった。庁舎では寄附等によるものが70.6パーセント、道立学校ではリースによるものが73.3パーセントであった。

(単位：台、%)

区 分	設置台数	購 入		リ ー ス		寄 附 等	
			割合		割合		割合
1 庁 舎	160	42	26.3	5	3.1	113	70.6
2 道 立 学 校	415	87	21.0	304	73.3	24	5.7
3 空 港	3	2	66.7	0	0.0	1	33.3
4 体 育 館	10	9	90.0	1	10.0	0	0.0
5 博物館・美術館	11	4	36.4	7	63.6	0	0.0
6 公 園	15	3	20.0	5	33.3	7	46.7
7 図 書 館	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
8 運転免許試験場	6	0	0.0	0	0.0	6	100.0
9 船 舶	6	2	33.3	0	0.0	4	66.7
10 そ の 他	21	14	66.7	6	28.6	1	4.7
計	648	163	25.2	329	50.8	156	24.0

3 厚生労働省通知の周知状況

厚生労働省から各都道府県知事宛てに発出されている、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成21年通知」という。）及び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成27年8月25日付け医政発0825第7号厚生労働省医政局長通知。以下「平成27年通知」という。）の周知状況について確認した結果については、次のとおりであった。道立学校では、90パーセント以上が各通知を承知していた一方、庁舎では約60パーセントにとどまっていた。

AEDの設置及び管理について、法的な義務付けはないが、こうした通知について、道では救急医療を所管する保健福祉部地域医療課等が各部局に周知していた。

(単位：施設、%)

区 分	施設数	平成21年通知			平成27年通知		
		承知している	承知して いない	承知している	承知して いない		
						割合	割合
1 庁 舎	154	96	62.3	58	85	55.2	69
2 道 立 学 校	279	262	93.9	17	251	90.0	28
3 空 港	2	1	50.0	1	0	0.0	2
4 体 育 館	2	0	0.0	2	0	0.0	2
5 博物館・美術館	11	7	63.6	4	6	54.5	5
6 公 園	11	7	63.6	4	5	45.5	6
7 図 書 館	1	1	100.0	0	1	100.0	0
8 運転免許試験場	6	2	33.3	4	2	33.3	4
9 船 舶	6	4	66.7	2	4	66.7	2
10 そ の 他	12	9	75.0	3	8	66.7	4
計	484	389	80.4	95	362	74.8	122

4 監査結果

監査を実施した結果、着眼点ごとの各部局に係る是正、改善等を要する事項は、次のとおりである。

(1) AEDの設置は適切に行われているか

ア 施設内におけるAEDの配置について

病院外で突然の心停止が発生した場合、救命率向上のためには、救急隊が到着する前に現場に居合わせた一般市民による速やかな除細動が行われることが望ましいとされている。

このため、厚生労働省では、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」（平成25年9月27日付け医政発0927第8号厚生労働省医政局長通知。以下「平成25年通知」という。）により、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に設置されていることが望ましいとしている。また、平成27年通知により、AEDが必要なときに、AEDが設置されている場所に容易にたどり着けるよう、施設の入口において設置場所を示す表示や、施設内において設置場所まで誘導する案内表示を適切に掲示することなどに取り組むよう依頼している。

AEDを設置する道の施設における施設内でのAEDの設置場所、施設敷地内の最も遠い場所からAEDの設置場所までの往復に要する時間、施設の入口から設置場所まで案内する表示の設置状況については、表1から表3のとおりであった。

【表1】 施設内でのAEDの設置場所について

(単位：台、%)

区 分	設置台数	設 置 場 所					
		入口付近等、多くの人が通る場所	受付等、常に職員がいる場所	体育館付近等、心停止のリスクがある場所	壊れにくく管理しやすい場所	エレベーター、階段付近等	その他
1 庁 舎	160	67	73	2	8	2	8
2 道 立 学 校	415	124	113	99	38	11	30
3 空 港	3	2	0	0	0	0	1
4 体 育 館	10	1	2	0	0	0	7
5 博物館・美術館	11	4	7	0	0	0	0
6 公 園	15	4	11	0	0	0	0
7 図 書 館	1	0	1	0	0	0	0
8 運転免許試験場	6	0	5	0	1	0	0
9 船 舶	6	5	0	0	0	0	1
10 そ の 他	21	5	13	1	1	1	0
計	648	212	225	102	48	14	47
全体に占める割合		32.7	34.7	15.8	7.4	2.1	7.3

「入口付近等、多くの人が通る場所」、「受付等、常に職員がいる場所」、「体育館付近等、心停止のリスクがある場所」に設置されているものは、全体の83.2パーセントであった。

【表2】 施設敷地内の最も遠い場所からAEDの設置場所までの往復に要する時間について

(単位：台、%)

区 分	設置台数	5分以内		5分超10分以内		10分超	
			割合		割合		割合
1 庁 舎	160	143	89.4	16	10.0	1	0.6
2 道 立 学 校	415	229	55.2	148	35.7	38	9.1
3 空 港	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0
4 体 育 館	10	9	90.0	1	10.0	0	0.0
5 博物館・美術館	11	10	90.9	1	9.1	0	0.0
6 公 園	15	2	13.3	7	46.7	6	40.0
7 図 書 館	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0
8 運転免許試験場	6	4	66.6	1	16.7	1	16.7
9 船 舶	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0
10 そ の 他	21	14	66.7	6	28.6	1	4.7
計	648	421	65.0	180	27.8	47	7.2

施設敷地内の最も遠い場所からAEDの設置場所まで5分以内で往復できるものは、全体の65.0パーセントであり、5分を超え10分以内で往復できるものは、全体の27.8パーセントであった。

なお、往復に要する時間が10分を超えるものは、公園など、敷地面積が広大な施設であった。

【表3】 施設の入口から設置場所まで案内する表示の設置状況について

(単位：施設、%)

区 分	施設数	施設入口での表示		施設内での誘導表示		AED設置場所での表示	
			割合		割合		割合
1 庁 舎	154	127	82.5	42	27.3	118	76.6
2 道 立 学 校	279	263	94.3	154	55.2	268	96.1
3 空 港	2	2	100.0	0	0.0	2	100.0
4 体 育 館	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
5 博物館・美術館	11	10	90.9	1	9.1	11	100.0
6 公 園	11	10	90.9	2	18.2	10	90.9
7 図 書 館	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
8 運転免許試験場	6	3	50.0	0	0.0	3	50.0
9 船 舶	6	3	50.0	0	0.0	6	100.0
10 そ の 他	12	11	91.7	4	33.3	11	91.7
計	484	432	89.3	206	42.6	432	89.3

施設の入口においてAEDの設置を示すステッカー等の表示がされているものは、全体の89.3パーセントであった。また、施設内で設置場所まで誘導する案内表示が掲示

されているものは、全体の42.6パーセント、AEDの設置場所における表示をしているものは、全体の89.3パーセントであった。

今回の監査において、施設の入口においてAEDの設置を示すステッカー等の表示がされていないもの、施設内で設置場所まで誘導する案内表示が掲示されていないものがあつたが、施設の入口においてAEDの設置を示すステッカー等の表示がされていない理由は、「道立学校の校舎に設置しており、原則児童・生徒等の利用を想定しているため」、「一般市民が来庁しない施設であるため」、「船舶に設置しており、原則乗組員の利用を想定しているため」などであつた。

また、施設内で設置場所まで誘導する案内表示が掲示されていない理由は、「入口又は入口付近にAEDを設置しており、案内表示がなくても設置場所が確認できるため」、「施設の受付には職員が常駐しており、職員は全員設置場所を知っているため」などであつた。

AEDの設置者は、AEDの設置場所が容易に把握できるよう、施設の見えやすい場所にAEDを配置し、設置場所を示す表示や設置場所まで誘導する案内表示などを適切に行うことが望ましい。

【参考】 施設の入口から設置場所まで案内する表示の設置例

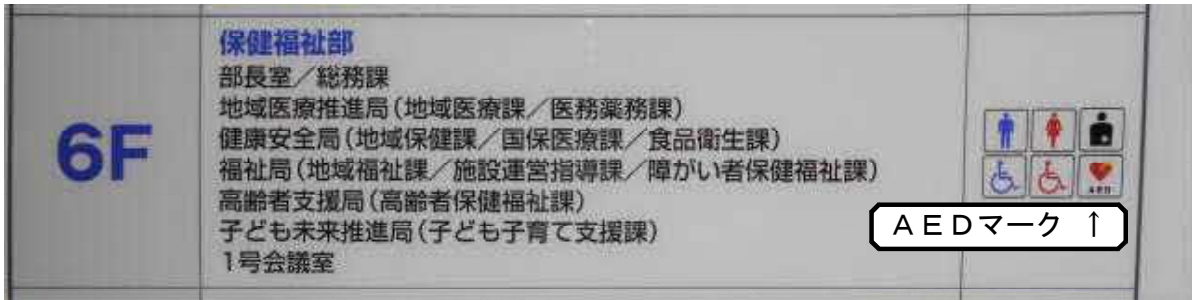
施設の入口における表示例



総合案内板における表示例



総合案内板 表示①の拡大



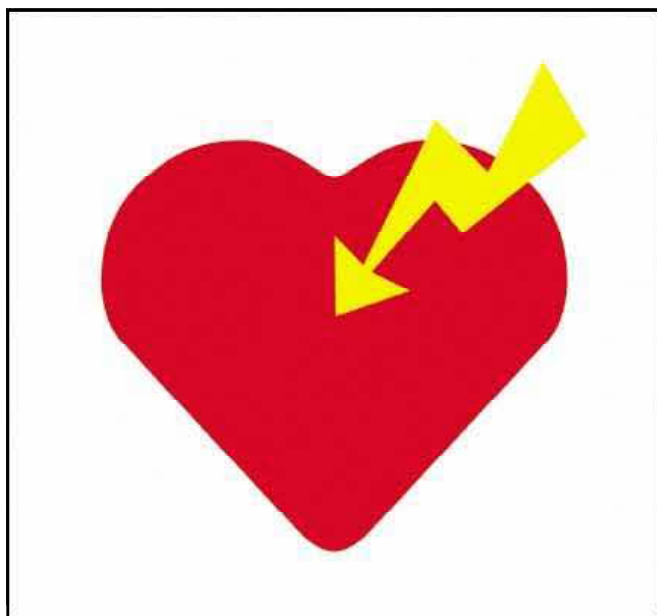
総合案内板 表示②の拡大



エレベーターホールにおける表示例



設置場所における表示例



(参考)

このAEDマークは、AED設置場所を意味する統一表示として、一般財団法人日本救急医療財団が特許庁に出願し、商標登録したものです。

イ AEDの設置情報の公表について

厚生労働省では、平成27年通知により、地域におけるAEDの設置情報を一般市民に広く周知するため、地方公共団体に対し、AEDの設置情報を一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）に登録し、住民に情報提供することを依頼している。

財団では、心停止者の救命率を向上させることを目的とし、財団のホームページにおいて、AED設置者から登録されている情報を基に、全国AEDマップを公表している。

AEDを設置する道の施設において、AED設置情報を財団に登録しているもの、全国AEDマップで公表しているものについては、表4のとおりであった。

【表4】 AED設置情報の財団への登録状況等について (単位：台、%)

区 分	設置台数	登録している		登録していない	
		公表している	公表していない		
1 庁 舎	160	108	104	4	52
2 道 立 学 校	415	220	208	12	195
3 空 港	3	0	0	0	3
4 体 育 館	10	1	1	0	9
5 博物館・美術館	11	4	4	0	7
6 公 園	15	5	5	0	10
7 図 書 館	1	1	1	0	0
8 運転免許試験場	6	6	6	0	0
9 船 舶	6	0	0	0	6
10 そ の 他	21	2	2	0	19
計	648	347	331	16	301
全体に占める割合		53.5	51.1	2.4	46.5

道のホームページでは、AEDの普及啓発を所管する保健福祉部地域医療課が、道内に設置されているAEDのうち、設置者から公表について了解を得たもの全てについて、平成28年（2016年）12月末現在の設置施設名、所在地、施設内の設置場所、設置台数等を公表しており、北海道と道内市町村のデータの利活用環境整備を目的としたポータルサイトである「北海道オープンデータポータル」においても、同様のデータを公表している。

道の施設に設置されているAEDのうち、財団に設置情報を登録・公表していないものは、全体の46.5パーセント、財団に設置情報を登録しているが、全国AEDマップで公表していないものは、全体の2.4パーセントであった。

AEDが必要なときに迅速に使用できるよう、道の施設に設置されているAEDの設置情報について、財団に登録・公表し、道民への周知を徹底するよう努めることが望ましい。

(2) AEDの管理は適切に行われているか

ア 耐用期間を超過したAEDを設置しているもの

AEDは、医薬品医療機器等法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器であり、AEDの製造販売業者は、それぞれの機器について厚生労働省に製造販売認証申請を行い、承認を受けたものを製造、販売している。AEDの製造販売業者は、AEDの使用環境等を考慮し設定した耐用期間について、届出と公表を行うこと、また、機器を販売する際には、耐用期間を含め、機器の内容等について記載した文書を添付することが義務付けられている。

このため、耐用期間を超過した機器については正常に作動しないおそれがあることから、AEDの設置者はその耐用期間を確認し、管理することが求められるが、今回の監査において、耐用期間を超過したAEDを設置しているものがあつた。

耐用期間を超過したAEDを設置していた理由は、耐用期間を超過していたことは認識していたものの、「日常点検の実施により、正常に作動することを示すインジケータの表示が確認できていた」、「消耗品の交換を適切に行っていたため、使用可能であると認識していた」など、耐用期間を超過していたが、AEDが正常に作動するものと認識していたことなどであつた。

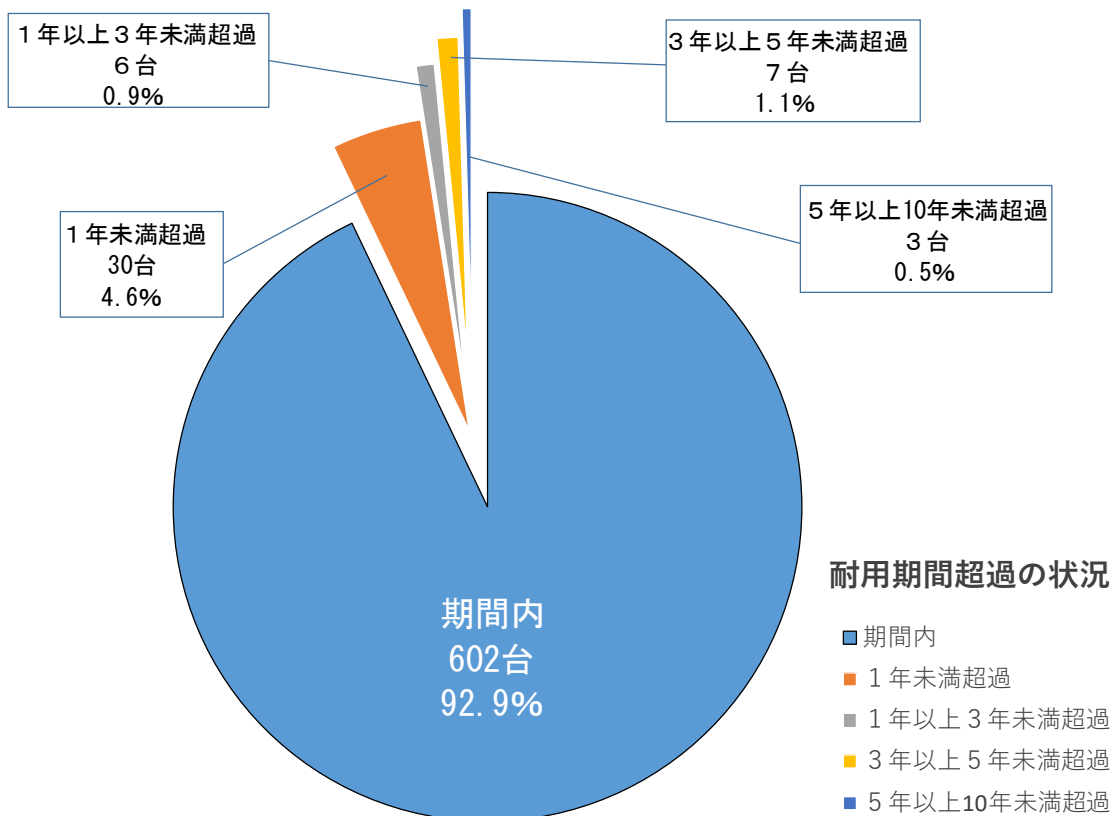
道の施設に設置されているAEDが、救命救急において使用される際に、機器が作動しないなどの重大な事象を防止するため、耐用期間に留意した機器の更新等により、管理を徹底することが求められる。

32部局 41施設 46台 【表5】のとおりに

是正又は改善を要する事項

道の施設に設置されているAED648台のうち、AEDの製造販売業者がAEDの使用環境等を考慮し設定した耐用期間を超過したAEDが46台あった。

耐用期間内及び耐用期間を超過しているAEDの期間別台数とその構成比はグラフに示すとおりであり、全体の7.1パーセントに当たる46台については耐用期間を超過していた。



【表5】

部 局 名	施 設 名	設 置 場 所
原子力環境センター	原子力環境センター	1階事務室
北方領土対策根室地域本部	北方四島交流センター	1階ロビー
消防学校	消防学校	職員室
		学生寮
北海道博物館	北海道博物館	1階ホール
	北海道開拓の村	体験学習棟
旭川高等看護学院	旭川高等看護学院	1階エントランスホール
網走高等看護学院	網走高等看護学院	1階ロビー
紋別高等看護学院	紋別高等看護学院	1階正面玄関ホール
衛生研究所	衛生研究所	実験研究棟2階入口
岩見沢児童相談所	岩見沢児童相談所	事務室
札幌高等技術専門学院	札幌高等技術専門学院	1階ロビー
苫小牧高等技術専門学院	苫小牧高等技術専門学院	職員室
農業大学校	農業大学校	管理棟1階玄関ロビー
		聖鉄寮玄関ホール
水産林務部	漁業取締船北王丸	船内通路
漁業研修所	漁業研修所	職員室
空知総合振興局	滝川保健所	1階事務室
	深川保健所	事務室
	札幌建設管理部庁舎	1階事務室
石狩振興局	江別保健所	1階ロビー
	千歳保健所	1階ロビー
後志総合振興局	岩内保健所	事務室
	小樽建設管理部庁舎	1階建設行政課事務室
日高振興局	浦河保健所	庁舎ロビー
上川総合振興局	富良野保健所	事務室
宗谷総合振興局	利尻空港	1階ロビー
オホーツク総合振興局	北見保健所	1階ロビー
	紋別保健所	庁舎ロビー
	オホーツク公園	センターロッジ センターハウス
釧路総合振興局	釧路保健所	正面玄関ホール
	森林室	1階ロビー
	釧路建設管理部庁舎	2階建設行政課事務室
教育庁	青少年体験活動支援施設ネイパル森	玄関前ロビー
深川西高等学校	深川西高等学校	クラブハウス
恵庭南高等学校	恵庭南高等学校	体育科職員室前廊下
北広島高等学校	北広島高等学校	グラウンド
札幌視覚支援学校	札幌視覚支援学校	寄宿舎ランチルーム
		理療研修センター玄関
伊達高等学校	伊達高等学校	職員室
苫小牧工業高等学校	苫小牧工業高等学校	管理棟1階保健室前廊下
大野農業高等学校	大野農業高等学校	寄宿舎
江差高等学校	江差高等学校	職員室
		保健室前廊下
根室高等学校	根室高等学校	体育教官室
32部局	41施設	46台

イ 消耗品の管理について

AEDを適切に管理する上で、AEDの耐用期間のみならず、心停止者の身体に貼る電極パッドやバッテリーの交換時期を正確に把握し、交換を適切に実施する必要がある。

平成21年通知では、AEDの設置者等が行うべき事項として、AEDの点検担当者が、日常点検として、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することを依頼している。

AEDを設置する道の施設におけるAEDの点検担当者の配置状況及び日常点検の実施状況については、表6及び表7のとおりであった。

【表6】 AEDの点検担当者の配置状況について (単位：施設、%)

区 分	施 設 数	配 置 し て い る		配 置 し て い な い	
			割 合		割 合
1 庁 舎	154	110	71.4	44	28.6
2 道 立 学 校	279	254	91.0	25	9.0
3 空 港	2	1	50.0	1	50.0
4 体 育 館	2	1	50.0	1	50.0
5 博 物 館 ・ 美 術 館	11	10	90.9	1	9.1
6 公 園	11	8	72.7	3	27.3
7 図 書 館	1	1	100.0	0	0.0
8 運 転 免 許 試 験 場	6	2	33.3	4	66.7
9 船 舶	6	5	83.3	1	16.7
10 そ の 他	12	11	91.7	1	8.3
計	484	403	83.3	81	16.7

点検担当者を配置していないものは、全体の16.7パーセントであった。担当者を配置していない理由は、「リース会社が遠隔管理しているため」、「過去に講習を受講している職員が勤務しているため」、「担当者を指定はしていないが、職員が点検を実施しているため」などであった。

【表7】 日常点検の実施状況について

(単位：施設、%)

区 分	施 設 数	定期的実施している			定期的実施 していない
		毎 日	週一回	月一回	
1 庁 舎	154	25	4	32	93
2 道 立 学 校	279	76	27	130	46
3 空 港	2	1	1	0	0
4 体 育 館	2	0	0	1	1
5 博物館・美術館	11	6	0	1	4
6 公 園	11	5	0	2	4
7 図 書 館	1	1	0	0	0
8 運転免許試験場	6	0	0	0	6
9 船 舶	6	0	0	2	4
10 そ の 他	12	4	0	2	6
計	484	118	32	170	164
全体に占める割合		24.4	6.6	35.1	33.9

日常点検を定期的実施していないものは、全体の33.9パーセントであった。定期的実施していない理由は、「リース会社が遠隔管理しているため」、「職員玄関にあり、全職員が確認できているため」などであった。

AEDは、適切な管理を行わなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。

バッテリーは、AEDを使用しなくても消耗するものであり、また、電極パッドは、古くなると心停止者に十分な電気ショックを行うことができなくなるおそれがある。

AEDを設置する道の施設においては、設置者が、緊急時にAEDが正常に使用されるよう、日頃からAEDが使用可能な状況にあることを日常点検により確認することが求められる。

今回の監査において、

(ア) 使用期限が切れた消耗品を交換していないもの

(イ) AED本体又は収納ケース等に消耗品の使用期限の表示ラベルを取り付けていないもの

(ウ) 表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないもの

があった。

また、表示ラベルが取り付けられ、必要な事項が記載されてはいるものの、その記載内容が外部から確認しにくいものがあった。消耗品の交換時期を日頃から適切に把握するためには、表示ラベルを外部から見えやすい位置に取り付ける工夫をすることが望ましい。

(ア)使用期限が切れた消耗品を交換していないもの

13部局 13施設 13台 【表8】のとおり
是正又は改善を要する事項
平成21年通知では、電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされているが、使用期限が切れた消耗品を交換していないものがあった。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>電極パッドの一例</p>  <p>パッキングされている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>バッテリーの一例</p>  <p>↓ 本体裏に装着されている</p> </div> </div>

【表8】

部 局 名	施 設 名	設 置 場 所
北方領土対策根室地域本部	北方四島交流センター	1階ロビー
衛生研究所	衛生研究所	実験研究棟2階入口
岩見沢児童相談所	岩見沢児童相談所	事務室
農業大学校	農業大学校	聖鉄寮玄関ホール
水産林務部	漁業取締船ほっかい	船内通路
漁業研修所	漁業研修所	職員室
後志総合振興局	小樽建設管理部庁舎	1階建設行政課事務室
オホーツク総合振興局	オホーツク公園	センターロッジ
札幌丘珠高等学校	札幌丘珠高等学校	体育館
札幌視覚支援学校	札幌視覚支援学校	寄宿舎ランチルーム
虻田高等学校	虻田高等学校	体育教官室
帯広農業高等学校	帯広農業高等学校	育成寮職員室前
根室高等学校	根室高等学校	体育教官室
13部局	13施設	13台

(イ) AED本体又は収納ケース等に消耗品の使用期限の表示ラベルを取り付けていないもの

10部局 12施設 15台 【表9】のとおり
是正又は改善を要する事項
平成21年通知では、表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付けることとされているが、表示ラベルを取り付けていないものがあった。
 <p>AED本体に消耗品の使用期限の表示ラベルが取り付けられている例</p>

【表9】

部 局 名	施 設 名	設 置 場 所
水産林務部	漁業取締船ほっかい	船内通路
中央児童相談所	中央児童相談所	1階ロビー
室蘭児童相談所	室蘭児童相談所	事務室入口
旭川児童相談所	旭川児童相談所	事務室
	稚内分室	事務室
空知総合振興局	真駒内公園	屋内競技場管理事務所
		屋外競技場管理事務所
	野幌総合運動公園	管理事務所
帯広美術館	帯広美術館	ロビー
札幌西高等学校	札幌西高等学校	体育館渡り廊下
		野球部部室
札幌南高等学校	札幌南高等学校	体育教官室横玄関
		事務室
札幌丘珠高等学校	札幌丘珠高等学校	体育館
苫小牧西高等学校	苫小牧西高等学校	生徒ホール
10部局	12施設	15台

(ウ) 表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないもの

8 部局 8 施設 8 台 【表10】 のとおり
是正又は改善を要する事項
<p>平成21年通知では、表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付けることとされているが、表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないものがあった。</p>
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>表示ラベルに消耗品の交換時期等が記載されている例</p> </div> </div>

【表10】

部 局 名	施 設 名	設 置 場 所
消防学校	消防学校	職員室
帯広高等技術専門学院	帯広高等技術専門学院	管理棟職員室
教育庁	青少年体験活動支援施設ネイパル森	玄関前ロビー
函館豊学校	函館豊学校	1階廊下
小平高等養護学校	小平高等養護学校	保健室又は舎務室
上士幌高等学校	上士幌高等学校	職員室
本別高等学校	本別高等学校	2階職員室
帯広養護学校	帯広養護学校	職員玄関入口
8 部局	8 施設	8 台

【参考】 表示ラベルが外部から見えやすい位置に取り付けられている例



表示ラベルが外部から見えやすい位置に取り付けられている例



ケースに収納されていても、本体の耐用期間、電極パッドの使用期限及びバッテリーの寿命が記載された表示ラベルが外部から容易に確認できることが分かる

(3) AEDの操作方法の習得は適切に行われているか

ア AED操作方法に関する講習等の受講について

平成25年通知では、AED設置施設の職員は、一般市民より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生処置等の講習を受けておく必要があるとされている。

AEDを設置する道の施設におけるAED操作方法に関する講習等受講の考え方については、表11のとおりであった。

【表11】 AED操作方法に関する講習等の受講の考え方について (単位：施設、%)

区 分	施 設 数	講 習 等 受 講 の 間 隔			
		毎 年	2年おき	3年おき	その他
1 庁 舎	154	64	13	8	69
2 道 立 学 校	279	165	29	34	51
3 空 港	2	1	1	0	0
4 体 育 館	2	0	1	1	0
5 博物館・美術館	11	2	4	2	3
6 公 園	11	7	1	2	1
7 図 書 館	1	0	0	1	0
8 運転免許試験場	6	1	0	0	5
9 船 舶	6	0	3	1	2
10 そ の 他	12	6	3	2	1
計	484	246	55	51	132
全体に占める割合		50.8	11.4	10.5	27.3

今回の監査において、全体の72.7パーセントに当たる352施設において、操作方法の講習等を定期的に受講することを計画しており、実際に、その半数以上が、令和元年(2019年)8月31日前1年の期間内に講習等を受講していた。

一方で、「過去に受講したことのある職員が在籍しているため受講していない」、「業務が多忙であるため受講していない」、「受講を要することを知らなかった」などの理由により、操作方法に関する講習等を受講していないものがあつた。

イ AEDの使用実績について

AEDの使用実績について確認した結果、17施設がAEDを使用した実績があり、そのうち13施設については、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間に使用した実績があった。

また、道の施設においてAEDを使用した実例については、次のとおりである。

【表12】 AEDの年度別使用実績について（単位：施設）

使用年度	施設数
令和元年度（2019年度）	3
平成30年度（2018年度）	4
平成29年度（2017年度）	2
平成28年度（2016年度）	3
平成27年度（2015年度）	1
その他	4
計	17

<道の施設におけるAED使用実例>

- ・AED設置施設名 オホーツク合同庁舎
- ・使用年月 平成29年（2017年）11月
- ・使用場所 オホーツク合同庁舎4階廊下
- ・被使用者 庁舎を訪れていた道民
- ・使用者 来庁していた道民1名、オホーツク総合振興局職員3名
- ・経緯等 庁舎を訪れていた道民が、4階廊下で胸の痛みを訴えて倒れた際、その場に居合わせた道民1名とオホーツク総合振興局職員3名が連携し、直ちに網走地区消防組合に通報する一方、合同庁舎に備え付けられていたAEDを使用して蘇生処置を行った。

通報から電気ショック開始までに要した時間は約4分で、消防組合によると「あと1分遅ければ後遺症が出る可能性が大きくなる場所だった。」と、使用者の迅速な対応が評価された。使用者4名は後日消防組合から表彰され、表彰式には被使用者も同席し、順調に回復したことが報告された。

なお、オホーツク総合振興局職員3名のうち2名は、AED操作に関する講習を受講していた。

第5 所見

今回の行政監査では、道の施設に設置されているAEDについて、設置は適切に行われているか、管理は適切に行われているか、操作方法の習得は適切に行われているかの3つの着眼点により監査を行ったので、その結果を踏まえ、次のとおり所見を述べる。

第一に、「AEDの設置は適切に行われているか」についてであるが、AEDにアクセスしやすい場所への設置、施設の入口における設置場所を示す掲示、設置場所まで誘導する案内表示の掲示については、おおむね適切に行われていた。

AEDの設置情報については、道のホームページにおいて、設置施設名、所在地等について公表していたが、一般道民や救急医療に関わる機関が、地域に存在するAEDの設置場所について把握し、AEDが必要なときに迅速に使用できるよう、道の施設に設置されているAEDの設置情報について、様々な手法により、道民への周知を徹底するよう努めることが望ましい。

第二に、「AEDの管理は適切に行われているか」についてであるが、今回の監査において、AED本体の耐用期間が超過しているもの、使用期限が切れた消耗品を交換していないもの、AED本体又は収納ケース等に消耗品の使用期限の表示ラベルを取り付けていないもの、表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないものがあった。

設置されているAEDが正しく安全に使用できるよう、定期的に点検を行い、適切な維持管理を徹底されたい。

第三に、「AEDの操作方法の習得は適切に行われているか」についてであるが、AEDを設置する約7割の施設において、操作方法の講習等を定期的に受講することを計画しており、実際に、その半数以上が直近一年間に講習等を受講していた。

AEDを設置する道の施設においては、心停止者に対する救急救命が求められる機会が、いつ、どのようなときにも生じ得ることを念頭に置き、AEDの使用が適切かつ迅速に行われるよう、できる限り多くの職員がAEDの操作方法に関する講習を受講し、使用に万全を期すことが望ましい。

高齢化の進行などにより本道の救急医療の需要は増加しており、AEDの使用による病院前救護など、救急搬送途上等における救急医療の質の向上を図ることが求められるものであり、この度の行政監査により、救急救命活動のため、道の施設においてAEDを使用した実績があったことから、救急救命活動を行うために設置された機器であるAEDの適切な維持管理により、道の施設に設置されているAEDが正常かつ安全に使用されるよう強く望むものである。

参 考 と し た 資 料

- 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について
（平成16年7月1日厚生労働省医政局長通知）
- 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起
及び関係団体への周知依頼）
（平成21年4月16日厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）
- 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）
（平成25年9月27日厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）
- 自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について
（平成27年8月25日厚生労働省医政局長通知）
- AEDの適正配置に関するガイドライン
（平成30年12月25日一般財団法人日本救急医療財団）
- 「日頃からAEDを点検しましょう！」
（厚生労働省パンフレット）